

令和8年度

から

市税等の納付回数 が 4回 に変わります

(対象：個人市民税・個人県民税・森林環境税 及び 固定資産税・都市計画税)



国がデジタル化を推進するために全国標準システムの導入を法律で義務付けたことにより、米沢市においても、令和7年度末までに全国標準となる税務システムを導入することとなりました。

このため、これまで10回に分けて納付していただいていた個人市民税・個人県民税、固定資産税・都市計画税については、令和8年度から、全国標準である4回に分けて納付していただくことになります。

また、令和6年度からは森林環境税（国税）を個人市民税・個人県民税とあわせて納付していただくことになります。

現行（令和7年度まで）

▶ 納付回数（納期）

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税・個人県民税 森林環境税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
固定資産税 都市計画税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



変更後（令和8年度から）

▶ 納付回数（納期）

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税・個人県民税 森林環境税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	4回	1期			2期					3期		4期	



※国民健康保険税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、
回数の変更はありません。

※納付回数の変更により、年税額が変わるものではありません。

※給与・年金からの天引き（特別徴収）により納付いただいている方は、
変更はありません。

お問い合わせ先 米沢市総務部 税務課・納税課（電話：0238-22-5111）